



日本私立大学連盟

# 新たな公財政支援のあり方について

令和6年8月  
一般社団法人日本私立大学連盟

# 目 次

## 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

- ・ 基本的考え方..... 1
- ・ 新たな公財政支援により私立大学が取り組む主な施策..... 2
- ・ 予算（機関補助・個人補助）のスキーム図..... 4
- （1）機関補助（公財政支援）に関する格差是正..... 5
- （2）個人補助（修学支援新制度や奨学金）に関する格差是正..... 6
- （3）授業料に関する格差是正..... 7

## 2. 新たな公財政支援について（税制関係）

- （1）教育費に係る家計負担軽減と納税者間（国私学生家計支持者間）の  
不平等の是正..... 8
- （2）寄附の促進..... 8

参考. 私大連「将来の高等教育のあり方と公財政支援を考えるプロジェクト」 ..... 9

# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

## 【基本的考え方】

【参照：参考データ集 p.1～6】

- 今、日本社会は、加速する人口減少、産業構造や国際情勢の変化、生成AI技術をはじめとしたテクノロジーの急速な進展などに伴い、大きな転換期を迎えている。このような時代に向け、質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが大学の極めて重要な役割である。
- 日本の労働生産性を上げるためには、国民全体の能力の底上げが必要である。学生の約8割の教育を担う私立大学がどれだけ質の向上を図れるかが、国民全体の能力の総和の増減に大きく関わる。
- 天然資源を持たないわが国は、「大学教育」を将来の社会発展に向けた人的投資と捉え「教育国債」を創設するなど、財源を十分に確保し支援していくべきである。その上で、国公私立大学の設置形態に関わらず、大学教育の質を上げていくための公平な競争環境を整え、協調と競争を促していくことが必要である。

将来の人的投資となる大学教育に対する十分な財源の確保（「教育国債」の創設）

公平な競争環境の整備

### 1. 機関補助（公財政支援）

- 【提言1】私立大学経常費補助（一般補助）の圧縮率の撤廃
- 【提言2】質の高い教育や大学改革に必要な私立大学の施設・設備に対する補助要件の撤廃、支援拡充

### 2. 個人補助（修学支援新制度や奨学金）

- 【提言3】修学支援新制度における国私の学生間に生じる格差是正と所得中間層への支援拡充
- 【提言4】学生の事情に応じた奨学金制度（特に給付型奨学金）の整備

### 3. 授業料

- 【提言5】国立大学の授業料の柔軟化
- 【提言6】授業料後払い制度の範囲拡大

私立大学の機能の高度化・質の高い大学教育の実現

国際競争力の向上・社会の多様化と発展に貢献・高度人材による税収増・経済成長

# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

【私立大学は新たな公財政支援によりその機能をさらに高め、社会の発展に貢献していくことが必要である】

大学全体の機能強化のため、大学間・産学官連携で取り組む主な施策

- (1) 文理横断、理工農系、データサイエンス、AI等、社会課題に対応した教育の推進
  - ・ STEAM教育、探究型学習等を推進するための高大連携プログラムの実施や入試改革
  - ・ 各大学の特色や資源を活かした大学間連携による文理横断、データサイエンス、AI等の教育の推進
  - ・ 企業と連携したアントレプレナー教育の推進
- (2) 質の高い研究の推進
  - ・ 国内外の大学や研究機関との連携による高度な共同研究の実施
  - ・ 産学連携による研究プラットフォーム（シーズとニーズのマッチング）の構築による研究の社会実装
  - ・ 大学発ベンチャーの創出に向けた産学連携の推進
  - ・ 複数大学による電子ジャーナルの共同利用等を含む学術情報への連携した取り組み
- (3) 大学院教育の充実による高度人材の育成
  - ・ 産学官連携によるリスキリング、リカレントのマッチング機能の整備
  - ・ 大学院教育（特に専門職学位課程）における実務家教員の配置やクロスアポイントメント制度の導入の推進
- (4) 大学の国際化
  - ・ オンラインを活用した国内外の大学との双方向型協働学修（COIL）の推進
  - ・ 海外の大学とハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラム
  - ・ 日本発のオンライン国際教育プラットフォーム（JV-Campus）の活用による国際教育環境の構築
- (5) 地域・地方の知の拠点形成
  - ・ 自治体、企業との地域連携プラットフォームの形成による学生の相互派遣や地域課題解決の教育プログラムの開発
  - ・ 経済産業省や自治体との協力体制により産業創出や企業等を誘致し、企業と大学間の相乗効果を創出
  - ・ 地方大学と都市圏大学のオンライン連携による都市圏の大学資源を活用した地方・地域の学生の学修アクセス確保

など

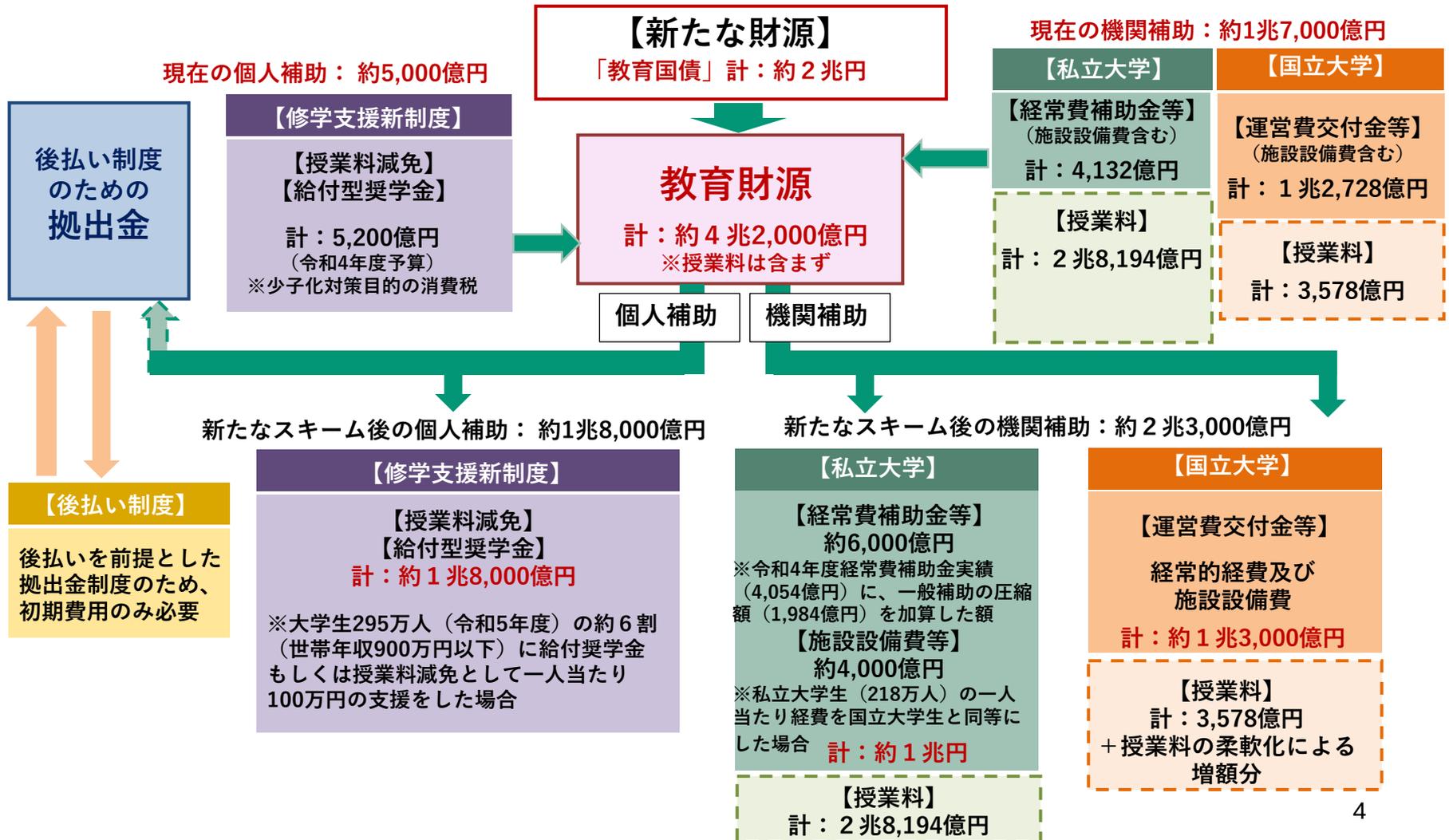
# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

## 各私立大学が取り組む「質の高い教育研究」の主な施策

- (1) 文理横断、理工農系、データサイエンス、AI等、社会課題に対応した教育の推進
  - ・ オンラインを活用した学部連携による文理の枠を超えた教育課程の編成
  - ・ スタートアップを担う人材の育成やアントレプレナーシップ教育の充実
  - ・ BYOD (Bring Your Own Device) 化やオンデマンド学修のための環境整備
  - ・ 理工農系学部に必要な高度な実験実習施設、設備の充実
- (2) 質の高い教育研究の推進
  - ・ 学生ポートフォリオの構築等による学修データ（学修評価）の可視化
  - ・ 学修管理システム（LMS）による単位の実質化や学びの効果検証体制構築のためのDX化
  - ・ 私立大学の多様な教育研究活動を支える専門人材（リサーチ・アドミニストレーター、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、インスティテューショナル・リサーチャー [IRer]、産学官コーディネーター、地方創生オルガナイザー等）の雇用
  - ・ ラーニング・コモンズへの転換をはじめとする図書館機能のさらなる強化
  - ・ 国内留学の促進に向けた学生寮や研究者宿舎の整備
  - ・ 国際競争力を高める最先端研究（AI、フュージョンエネルギー、量子、バイオ、マテリアル等）の推進
  - ・ 研究インテグリティや情報セキュリティの構築、確保
  - ・ 大学病院における高度先進医療の提供、医療技術の研究・開発
- (3) 大学院教育の充実による高度人材の育成
  - ・ 学部と大学院をつなぐ有機的な大学院教育プログラムの構築
  - ・ 社会人学生の多様なニーズに対応するリスキリング、リカレント科目の開発
  - ・ イノベーションを生み出す高度な専門教育の提供と汎用的能力（論理的思考力、分析・判断力、俯瞰力、創造力等）の養成
  - ・ 大学院教育をサポートする専門人材（教育面での産学連携を担うエデュケーション・アドミニストレーター [UEA]、実務家アドバイザー）の雇用
  - ・ 女性、若手研究者のポスト創設と育成
- (4) 大学の国際化
  - ・ 教員の英語による教授力向上に向けた取組
  - ・ 外国人留学生に対する情報発信や生活相談スタッフの配置
  - ・ 日本人学生と外国人学生が生活を共にする国際学生寮の整備
- (5) 地域・地方の課題解決
  - ・ 地域の課題解決を实践するPBL型教育の实践
  - ・ 卒業後の人的好循環を促進する都市圏の大学における地方でのインターンシップの実施
- (6) 多様な学生に対するきめ細かな学生支援
  - ・ 合理的配慮を必要とする障害のある学生や受験生の増加に向けた施設、設備の整備、改修

# 1. 新たな公財政支援について（予算関係） —機関補助・個人補助のスキーム図—

- ◆ 国立大学の授業料は、上限規制を撤廃し現実適合的にした上で、学生個人の能力や経済状況に応じた個人補助型の修学支援を充実させる体制へ転換すべきである。また、私立大学については、質の高い教育研究や大学改革を実現するための機関補助を増額し、公平な競争環境を整備するとともに学生に対する教育の質を向上させるべきである。
- ◆ その実現のために、新たな財源（教育国債）を確保し、運営費交付金、経常費補助金等を合計して「教育財源」とし、「機関補助（私立大学・国立大学）」及び「個人補助（修学支援新制度の授業料減免や給付型奨学金）」に再配分すべきである。



# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

## （1）機関補助（公財政支援）における格差是正

### 【提言1】私立大学等経常費補助（一般補助）の圧縮率の撤廃

【参照：参考データ集 p.7、8】

- 私立大学の経常費の補助割合は1割にも満たない上に、「一般補助」においては、圧縮率による調整（※注）がなされており、年々圧縮率が悪化している。（令和5年度に本来支援されるべき一般補助額：約4,600億円、圧縮率：56.9%、圧縮額：1,984億円）。国は、私立大学の経常的経費である「一般補助」を圧縮することなく全額支援すべきである。

### 【提言2】質の高い教育や大学改革に必要な私立大学の施設・設備に対する補助要件の撤廃、支援拡充

【参照：参考データ集 p.9、10】

- 私学助成は2分の1補助であるため「私立大学の施設・設備」の支援にも同様の措置がとられている。その支援は過去14年間で118億円から53億円へと半減し、私立大学と国立大学の間で学生一人当たり21.5倍の支援格差が生じている。
- 私立学校振興助成法の制定された昭和50年時から私立大学に求められる役割は大きく変化しており、国立大学・私立大学を問わず質の高い教育研究に対応した「施設・設備」を整備していかなくてはならない。
- また「私立大学の施設」は、地域社会の課題解決やイノベーションの拠点として機能している。地域住民に施設を開放し地域のセンター的役割を担うだけでなく、災害時の避難所として活用されるなど公共財としての重要な役割を果たしている。さらに、私立大学が解散した場合、それらの施設は他の学校法人等に引き継がれるか国に帰属しなくてはならず、私立大学の施設は国立大学と変わらず公益的な意味を持つ。
- 国は、私立大学の建物に適用される2分の1補助要件を撤廃すべきであり、質の高い教育研究を提供する私立大学に対しては「集中強化期間」を設けるなど、施設・設備に対する支援を拡充すべきである。

（※注）圧縮率による調整：

私立大学経常費補助（一般補助）は、基盤的経費として、各大学の申請による教員や学生数に基づき算定されている。しかし、申請の総額が一般補助の予算額を上回る場合、予算内に収めるため「圧縮率」により調整され、全私立大学一律に減額される。

# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

## （2）個人補助（修学支援新制度や奨学金）に関する格差是正

### 【提言3】修学支援新制度における国私の学生間に生じる格差是正と所得中間層への支援拡充

【参照：参考データ集 p.11】

#### （国私間の学生に対する格差是正）

- 国立大学の学生は授業料が全額減免される一方、私立大学の学生には減免額の上限（約70万円）が設定されている。学生一人ひとりに着目した修学支援において、国立大学と私立大学の学生間に生じる格差は少しでも縮小すべきである。
- 修学支援新制度の算定基礎となっている「授業料」には、「施設設備費」や「実験実習費」等が含まれていない。私立大学は授業料とこれらの経費を「学生納付金」として徴収しており、授業料と合わせ大学教育に不可欠な原資としている。私立大学の授業料の算定方法については、「施設設備費」や「実験実習費」等を含めた授業料（平均約124万円）に見直すべきである。

#### （所得中間層への対象拡大）

- 現在、国は子育て支援等の観点から、理工農系学部の学生や多子世帯の所得中間層への支援を拡充しているが、学問分野や子どもの数に関わらず全ての所得中間層に修学支援新制度の対象を拡大し、家庭の経済的理由により生徒が私立大学への進学を断念することのないようにすべきである。

### 【提言4】学生の事情に応じた奨学金制度（特に給付型奨学金）の整備

【参照：参考データ集 p.12、13】

#### （所得中間層への給付型奨学金の拡充）

- 修学支援新制度の導入に伴い私学助成による「授業料減免事業等支援」が廃止された。その結果、修学支援新制度の対象以外の所得中間層への支援が不十分な状況にある。所得中間層を支援する給付型奨学金の拡充や貸与型でも返済免除となる条件を柔軟にするなど、制度の改善・拡充が必要である。また、学生の修学環境が就学先の設置形態、居住地域、家庭環境や家計支持者の所得水準等の要因に左右されることのないよう学生の事情に応じた奨学金制度を整備すべきである。

#### （地域における学修アクセスの確保のための給付型奨学金の拡充）

- 生徒・学生が地域における学修アクセスが原因で進学を断念することのないよう、例えば「自宅外生」に対する給付型奨学金を増額するなど、居住地域に関わらず幅広い地域や学問分野が選択できるよう学生の事情に応じた支援を拡充すべきである。この支援は、今後、仮に大学の統廃合などが進んだ場合「自宅外生」が増える可能性があるため、極めて重要な観点となる。

# 1. 新たな公財政支援について（予算関係）

## （3）授業料に関する格差是正

### 【提言5】 国立大学の授業料の柔軟化

【参照：参考データ集 p.13、14、15】

- 今や国立大学生の家庭の所得高位層の割合（36.7%）は、私立大学生のそれ（32.6%）を上回り、修学支援新制度の対象とならない所得中間層の学生の割合は私立大学のほうが高い。国立大学と私立大学の授業料格差は、国立大学の学生が国から授業料減免を受けているとも言え、経済格差と教育格差の悪循環を助長している側面がある。
- 国立大学は、授業料の上限規制を撤廃するなど現実適合的なものとし、収入増により学生に対するさらに質の高い教育を実施するとともに、国際競争力を強化し高度専門人材を育成すべきである。

### 【提言6】 授業料後払い制度の範囲拡大

- 大学進学時点の経済負担を家計に求めることなく、また家計によって進学を諦めることのない仕組みとして授業料後払い制度は有効であるため、学部学生にも範囲を拡大し、学費負担方法の選択肢の一つとすべきである。

## 2. 新たな公財政支援について（税制関係）

### （1）教育費に係る家計負担軽減と納税者間（国私学生家計支持者間）の不平等の是正

#### 【提言1】私立大学生の授業料等全額を所得控除する制度の創設・拡充

- 現行の「特定扶養親族に対する扶養控除制度」は、就学している大学の設置形態に関わらず、所得税は63万円、住民税は45万円が一律に所得控除される。私立大学生の家計支持者は、私立大学の授業料（124万円※「施設設備費」「実験実習費」等を含む）と国立大学の授業料（54万円）との差額（70万円）を負担するのに加え、納税により運営費交付金を負担し国立大学生の修学を支えている。そのため、国立と私立の学生の家計支持者間には納税者として不合理な不平等が生じている。
- 納税者間の不平等を是正し、教育費に係る家計負担を軽減するために、特定扶養親族である私立大学生の授業料等全額を所得税並びに住民税の所得控除の対象とする新たな制度を創設すべきである。もしくは、少なくとも、教育費の家計負担がより重い私立大学生については、現行の特定扶養親族に係る扶養控除（所得税：63万円、住民税：45万円）を拡充すべきである。

### （2）寄附の促進

#### 【提言2】税額控除対象法人となっている私立大学への個人寄附に係る税額控除率（現行40%）の拡充

【参照：参考データ集 p. 16、17】

- 税額控除対象法人となっている私立大学への個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の寄附意欲の喚起を図るため、現行40%である税額控除率を拡充すべきである。

## 【活動内容】

- (1) 加速する人口減少や産業構造の変化を見据えた将来の高等教育のあり方や高等教育へのアクセス機会の確保等に関する検討
- (2) 国の高等教育費における「機関補助」のあり方の検討
  - ・ 経常的経費に係る支援のあり方
  - ・ 社会の発展に資する教育研究成果を反映した特別補助のあり方
- (3) 高等教育修学支援新制度、給付型奨学金、HECS債を財源とする授業料後払い制度や高等教育機会均等拠出金制度（日本私立大学団体連合会〔平成29年12月〕）等を踏まえた「個人補助」のあり方の検討
- (4) 学校法人に対する税制上の優遇措置（寄附、教育費軽減等）の拡充に向けた検討
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

## 【委員名簿】

担当理事	曄道 佳明	上智学院	大学長
委員	廣瀬 克哉	法政大学	総長
	伊藤 公平	慶應義塾	塾長
	日比野英子	京都橘大学	大学長
	新井 英夫	松山大学	理事長・大学長
	篠原 聡子	日本女子大学	大学長

※法人名ABC順

## 【活動期間】

令和6年2月～令和8年3月（約2年間）

第1回会合：令和6年2月13日

第2回会合：" 4月19日

第3回会合：" 6月6日

第4回会合：" 6月13日

第5回会合：" 7月22日



日本私立大学連盟